

事務連絡
平成20年 2月 6日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 水道行政担当部(局)担当者 殿

厚生労働省健康局
水道課水道水質管理室

飲用井戸等における衛生対策の留意事項について

日頃より、水道行政の推進につきましてはご協力いただき、お礼申し上げます。

飲用井戸等における衛生対策については、「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」(昭和62年1月29日衛水第12号厚生省生活衛生局長通知)に基づき、飲用井戸等衛生対策要領の円滑な実施につき格段の配慮をお願いしているところです。

今般、秋田県内において、飲用井戸水から土壌燻蒸剤などの農薬として使用されるクロルピクリンが高濃度で検出される事例が発生しました。

つきましては、飲用井戸等における汚染が判明した場合の適切な措置が徹底されるよう、関係部局と協力の上、下記の点に留意しつつ、飲用井戸等衛生対策要領又は都道府県等の条例等に従って対策を講じられますようよろしく申し上げます。

記

1 汚染が判明した場合の措置について

都道府県等は、飲用井戸等の設置者等からの汚染が判明したことの連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、その汚染原因を調査するとともに、必要な措置をとられたいこと。その際には、必要に応じて当該汚染井戸のみならず、その周辺井戸についても水質調査等も併せて実施されたいこと。また、汚染井戸の設置者に対し水道への加入等の措置を勧められたいこと。

2 厚生労働省への報告について

水道原水又は水道(小規模水道を含む。)及び飲用井戸等から供給される飲料水において、水質異常の情報を把握した場合には、「飲料水健康危機管理実施要領について」(平成14年6月28日健水発第0628001号厚生労働省健康局水道課長通知)に基づき、直ちに当課水道水質管理室あて連絡されたいこと。また、貴都道府県等において、水質異常に係る情報を迅速かつ遺漏なく把握するため、貴管下保健所等の関係部局を含めた情報連絡が徹底されるよう措置されたいこと。